

平成 28 年度（2016 年度） 第 2 回 健康すいた 2 1 推進懇談会 議事録

- 1 開催日時 平成 29 年（2017 年）1 月 31 日（火） 午後 2 時～ 4 時
- 2 開催場所 吹田市立保健センター 3 階 研修室
- 3 出席委員 岡本 玲子委員、幸林 友男委員、御前 治委員、三木 秀治委員、
立木 靖子委員、栗田 智代委員、山本 保治委員、木沢 多永子委員、
上原 達郎委員、長谷川 美津代委員、岩元 喜代子委員
- 4 欠席委員 大原 有樹子委員、山口 淳委員、山路 雅代委員
- 5 市出席者 米丸 聡特命統括監
石田 就平地域医療・保健施策担当理事
山本 重喜健康医療部次長
＜保健センター＞
北川 幸子所長、岸 敏子参事、長井 浩参事、山野 由理子主幹、
山之内 博文主幹、柏原 令子主幹、齊藤 郁子主査、北野 順子主査、
東 淳子主査、中村 暢之主査、石田 安喜主任、黒木 隆介係員
- 6 案件 （1）重点項目に関する取組について（分野 7 健康管理、分野 2 たばこ）
（2）吹田市のたばこ対策について
（3）その他
- 7 議事の概要 別紙のとおり

平成 28 年度（2016 年度） 第 2 回 健康すいた 2 1 推進懇談会の議事概要

委員長： それでは案件に入ります。案件 1 「重点項目に関する取組について」事務局から説明をお願いします。

事務局： <資料 1-1、1-2 に基づき説明>

委員長： ありがとうございます。それでは、まず分野 7 「健康管理」から、各団体で御検討いただいた内容が、非常に充実した内容が載っているのですが、各団体から御説明をお願いしたいと思います。

委員： 医師会でございます。それでは資料の 1-1 の 1 ページをご覧ください。既存の取組といたしましては①～④まであるんですけど、まず健康づくり推進事業団が主催をされております「みんなの健康展」に出展参加させていただきまして、市民の健康相談、または啓発のリーフレット、チラシ等を配布させていただいております。②ですけど、母子会のやっておられる「母子会まつり」にも同じように各種健診の案内とか、実施医療機関の一覧等を配布しております。③ですけど、市報すいたのドクターメモ、ここへ書き忘れたのですが、同じく健康づくり推進事業団が発行されておられます「健康すいた」にも年 2 回、医師会が健康に関する記事を書いて掲載させていただいております。④産業保健サービス、昨今問題になっておりますメンタルヘルスチェックとか、過重労働についての主に小規模の事業所からの依頼に応じて健康相談に応じております。これが既存の取組でございます。今後考えられる取組といたしまして、ご存じのように吹田市国保健康診査は吹田市内の各医療機関で行っておりますので、その結果説明も医療機関で行っております。その際に簡単なアドバイスとか、吹田市の保健センターで行われています特定保健指導に積極的に受診するよう勧奨することを広めていきたいと思っております。2 点目ですけど、後程、歯科医師会からも御案内があると思っておりますけど、市民向けの公開講座にも積極的に取り組んでいきたいと思っております。現在年に数回依頼があつて医師を派遣しているのですが、もっと広げていきたいと思っております。以上でございます。

委員長： ありがとうございました。

委員： 歯科医師会でございます。資料 1-1 の 2 ページをご覧ください。既存の取組として①～⑥と出させていただいているのですが、ここにもまだまだ書ききれていないのが沢山ございまして、主だったものとしては、児童、生徒を対象にした、むし歯予防キャンペーンであったり、歯科保健表彰の実施、障害者施設での歯科保

健表彰、市民向けに出前講座をやっていただきまして、乳幼児から高齢者にいたるまでの色々な市民向けの講演会を開催させていただいております。また高齢者65歳以上におきましても、地域包括支援センターと連携して安心してお食事ができる様にと情報提供しております。毎年みんなの健康展で開催している「高齢者のよい歯のコンクール」、80歳以上で20本以上の歯を残しましょうというコンクールにおいて、80歳以上で20本以上の歯をお持ちの方を表彰させていただいております。その他いろいろございますけど、みんなの健康展でもブースを開いたりとか、健康づくり推進事業団の講座を開催させていただいております。今後の考えられる取組ですけど、この前の1月に吹田市成人祭で歯科相談を初めてさせていただきまして、たいへん好評で二十歳の若い方々からたくさんの御質問、御相談がありました。以上でございます。

委員長： ありがとうございます。書ききれない部分があるということでお話しいただきました。

委員： 薬剤師会です。既存の取組としましては、市民健康講演会を年1回実施しております。日常的には店頭での様々なパンフレットを設置していきまして、病気に関係のありそうなお薬を調剤した人たち、あるいは店頭でお薬をお求めになった人たちに、これは役に立つのではというパンフレットをおすすめしております。みんなの健康展での健康管理という観点ではBMIとか筋肉量の測定が当たるのではと思います。ここに書いていませんがお薬相談もその時にしております。今後考えられることとしては、お薬出前講座も従来は在宅介護の方たちやそれにかかわる人たちを対象としたお薬出前講座をしていましたが、もう少し枠を広げまして、在宅に限らず、お年寄りに限らず、お薬の使い方に関する出前講座を、健康管理の視点も加えてやって行けばいいかなと思っています。

委員長： ありがとうございます。

委員： 社会福祉協議会でございます。4ページをご覧くださいませでしょうか。既存の取組としましては、社会福祉協議会の中には吹田市を33地区に分けて地区福祉委員会がございます。地域住民を中心とした集まりになるのですが、この人たちを中心としました、「ふれあい昼食会」や「いきいきサロン」、また若い親子の方を対象とした「子育てサロン」を実施していきまして、その中で健康についての啓発、周知活動を行っております。具体的には保健センターや地域包括支援センター等から講師をお招きいたしまして健康管理の知識を深めるということで、こういった集まりの時に話をさせていただいております。二つ目にあげさせていただいておりますのが、地区福祉委員、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー、CSWが吹田市の健康サポーター講座を受講することを行っております。吹田市さんか

ら御案内をいただいたものからまた、社会福祉協議会のCSWにそれぞれの健康づくりに役立てさせていただいております。今後考えられる取組に関しては記載していませんが、先ほど申しあげました既存の取組につきましてもまだまだ十分なものだとは思っておりませんので、引き続きこういった取組を各地区、また社会福祉協議会の中で進めていければと考えております。以上です。

委員長： 今後の取り組みとしても、既存の取り組みを充実させていただくということでありありがとうございました。続きましてPTA協議会が本日欠席ですので事務局から代理で御説明をお願いします。

事務局： 吹田市PTA協議会の取り組みについて御説明させていただきます。資料1-1の5ページをお願いいたします。既存の取組としましては、中学生の保護者に対して中学校給食試食会を行うということをされています。これは実は健康すいた21のダイジェストの冊子にも市の取組としても掲載をされているのですが、PTA協議会の方が中心となって実施されているとお伺いしております。内容としましては、栄養士から成長期の中学生に必要な栄養などについて教わっているということです。今後考えられる取組としては2点あげて頂いております、一つ目が、もともと吹田の幼稚園、小学生、中学生のPTA会員が100人程度集まる部会がございまして、その講演会を部会で開催されておられまして、その講演会のテーマとして、今回、健康すいた21を意識させていただいて、健康管理であるとか、この後のたばこ関連の事であるとかをテーマとして設定していくことが考えられるのではないかと書いておられます。もう一点は市P大会というPTA協議会の中で一番大きな大会がございまして、そこで保護者の方に啓発のチラシを配布することができると伺っております。配布数としては1400枚ということで、かなり有効な方法ではないかと考えております。また大原委員も仰っていただいていたのですが、役員が変わられるということもありますので、次回の役員にもこの懇談会の議論をしっかり引き継いでいきたいとおっしゃっておられます。以上でございます。

委員長： ありがとうございました。

委員： 6ページをお願いします。体育振興連絡協議会では定例会で第1回の健康すいた21推進懇談会の内容を報告しまして、検討するというところで提案させてもらいまして、その中で分野別の取組シートを各地区に配布しまして集まったのが11地区くらいあったのですが、その内容について取りまとめたのが、この既存の取組と今後考えられる取組になります。既存の取組としては何地区かで高齢クラブを対象とした体力測定会の実施しています。今後考えられる改善点としては、子育て世代への取り組みとして三世代で取り組むという形で考えた方がいいのではないかとこの意

見が出ています。今後考えられる取組としては、吹田市のすいた健康サポーター講座が有るのですが、それを受講したり、自分自身の地域の活動の場で健康づくりに役立てるといったことが書かれていました。地域行事での啓発ということで、たくさんあったのですが、行事の前後などに各種の健（検）診の受診や、生活習慣病の予防を呼びかけることが今後考えられる取組としてあげられていました。以上です。

委員長： ありがとうございます。それでは吹田商工会議所も欠席のため事務局からお願いいたします。

事務局： 資料 7 ページをお願いいたします。吹田商工会議所の取組を御説明させていただきます。既存の取組としましては、定期健康診断事業を上げていただいております。商工会議所さんの方で、産業医、提携医療機関を持たない市内事業所に対して、労働安全衛生法に基づく健康診断を実施していくということで、健康診断の機会を提供しているという取組になります。今後の工夫・改善点としましては、健診を受けておられない未受診の事業所への勧奨をしていくことを検討していきたい。もう一つは、パート・アルバイトの方も受診させる必要があることの周知・徹底。具体的には、毎月の広報誌を持っておられるのでそこでの周知が出来ればと伺っております。その他、今後考えられる取組としては、法定外兼事業への拡大ということで、具体的にはがん検診であるとか、P E T 検査とかそういった法定外の健康診断事業に取り組むことも今後考えられるのではということです。今すぐにはするのはなかなか難しいとの事ですが、検討はしていきたいということで伺っております。以上でございます。

委員長： ありがとうございます。

委員： 吹田地区栄養士会さんくらぶです。既存の取組といたしましては、男性、女性、高齢者、子ども料理教室と、いろいろな料理教室の講師をしておりまして、単なる料理教室というのではなく、やはりエネルギー量とか食塩量をレシピに記載させていただきまして、みなさんが健康管理に結び付けられるような形で料理教室をしております。③の家庭教育学級への料理教室及び栄養講座ということですが、こちらは場所の関係で調理できる環境がなかったら講座という形でしております。④の「みんなの健康展」に参加をいたしまして、色々な情報や食事相談などを行っております。①②の料理教室の中でも、料理だけではなくて、ミニ講和という形で、その季節、その時に応じた話題をお知らせしております。今後考えられる取組なんですが、あえて新しいことではなく、参加される方が満足して頂けるにはどうしたらいいかを考えながら進めていきたいと思っております。

委員長： ありがとうございます。

委員： 健康づくり推進事業団です。よろしくお願ひいたします。既存の取組ということで3点あげさせていただいております。1点目は「みんなの健康展」の実施ということで、御存知の方も沢山おられると思いますが、今年度は三師会をはじめ20団体が参加して頂いて、市民さん方への啓発イベントを行っております。今後は、この健康展をより充実させるためにも、本で行われている様な健康すいた21の推進に寄与する企画というものをどういう形で取り入れられるのかということと、メインテーマにそういった取組を生かしたような内容を上げていければと思っております。2番目の健康づくり実践教室の実施ですけど、これはお隣のさんくらぶさんの献身的な御協力のもとに、食育の観点から講義とか実際の食事を、本年度も2月21日に実施予定ですけど、それを通して食習慣の見直しを図る教室を実施しております。3点目の情報誌「健康すいた」の発行ですけど、さきほど医師会の御前委員からもございましたけれど、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力のもとに健康に関する情報提供をおこなっております。年2回3月と8月に発行しておりますが、今後より一層市民ニーズにあった内容の充実を図っていきたいと思っております。今後考えられる取組としまして、「健康すいた」の活用を中心にですけど、小中学生をはじめとした、低年齢層への健康についてどうアプローチをしていけるのか検討していきたいと思っております。小中学生対象の健康に関する問題についてお願ひをしまして掲載をしていくとか、これは現に行っていることですけど、小中学校の食育に関連したことで活用を図っていく、本年は、吹三小学校の家庭教育から申し出がありまして我々も授業参観に行ったんですけど、そういったところで活用していきたいと思っております。以上です。

委員長： ありがとうございます。それでは最後に、大阪府吹田保健所も欠席ですので事務局から願ひします。

事務局： 資料10ページを願ひします。吹田保健所の取組としまして、既存の取組としては啓発・情報発信ということを上げていただいております。細かい内容は(1)から(5)まで書いていただいておりますけれど、主に保健所での展示であったり、リーフレットの配布が中心になっております。また何度か出ておりますけど、「みんなの健康展」への参加もしていただいております。その他「ヘルシー大阪」という点字の広報誌に健康管理に関する記事の掲載も続けられているということでございます。5点目としては事業所向けに生活習慣病予防講演会を、今は高血圧予防を主にされているということですが、こういった講演会の開催もされております。今後の工夫・改善点については、今年度から検討し、実際に動かれているということですが、中小の企業・事業所へのアプローチということで出前講座をしていくということでお声掛けをされていると伺っております。今後考えられる取組としましては、既存の取組でもあります健康づくりに関するリーフレットとかを各種団体さんとかに、いろいろ提供をしていって広めていきたい、情報提供に努めていきたいと伺っ

ております。それを強化するために保健所のホームページにこういったリーフレット等を提供しているかという一覧をわかりやすく来年度、掲載していきたいと伺っております。以上でございます。

委員長： ありがとうございます。それでは吹田市の取り組みについて事務局お願いします。

事務局： 資料の 11 ページをお願いいたします。吹田市の取組としては 11 ページ 12 ページと少し沢山あるのですが、もともと吹田市の取組としましては「健康すいた 21（第 2 次）」の冊子に全ての取組の一覧が網羅されておりますけど、例えば、今年度新しく新規に始めた事業であるとか、拡張した事業であるとか、なにか新しいことを始めたものを中心に、こちらにはまとめております。これらを中心に今後も進めていきたいという主旨で掲載をさせていただいております。一つ目としましては各種健（検）診の受診率向上に向けた取組、健（検）診受診率向上のことを書かせていただいております。平成 28 年度は、具体的には、（1）から（6）までいろいろ取組を進めてしてまいりました。例としては、勸奨用はがきの送付、対象者の拡充ということで、がん検診と 30 代健康診査の勸奨用はがきの送付対象者を一部の年齢層に限っていたものを拡大をしております。2 番目としましては、吹田市生活習慣病予防健診、これは生活保護を受給されている方が対象となっていて、これまでは希望者のみに受診票を送付していましたが、受診期間を誕生日月またはその翌月としまして、誕生日月の前月に受診票を全員に送付するように変更しております。また吹田市の国保健康診査、こちらを受診されていない方に対する勸奨文書を年齢層を拡大して送付しております。4 番目としまして、がん検診を協会けんぽの特定健診の会場で同時に開催をして、より受けやすい環境を整えたということがあります。5 番目としましては、乳幼児健診の間診票の保護者の方の控えの部分に、子どもの次回の健診の案内であったりとか、保護者の方向けに御自身の健（検）診を受けて下さいというメッセージを追加しております。6 番目として生命保険会社と連携した受診勸奨とありますけど、これは生命保険会社と協力体制を結びまして、生命保険会社の営業で回られている方に、吹田市で実施している健（検）診の御案内等と一緒にお配りしてもらって、健（検）診の受診率を上げていこうという取組です。②の特定保健指導受講率向上に向けた取組というところでは、特定保健指導、健診を受けていただいてメタボリックシンドロームに該当された方に対して保健指導を行っていくというものですけど、その会場と実施回数を拡充したという内容になっています。こちらについては今後もさらに受診しやすい環境を整えるために実施場所や実施回数を検討していくという内容になっています。③は特定健診フォローアップ事業ということで中身として 2 点ありまして、（1）非肥満の高血圧者・血糖高値者の重症化予防、（2）糖尿病の重症化予防ということで、一つ目が特定保健指導の対象外、対象ではありませんけども高血圧であったりとか血糖値が高

い方に対して、電話や訪問等で医療機関への受診勧奨をしたりしています。2番目は糖尿病の治療はされておりますけど治療中断等のコントロール不良がみられる方に対して、訪問を中心に医療機関を受診して下さいということで受診確認をしたり、受診勧奨をしたりということを実施しております。その他に医療機関との連携を強化したり、既存の市民向けの講演会等に糖尿病の予防のテーマを多く取り入れていくというようなことを考えております。12ページをお願いいたします。④成人歯科健康診査の拡充ということで、28年度から実施しているのですが、75歳以上の方などを対象に口腔機能（舌、唇、唾液、飲み込みなど）の診査と指導を実施しております。⑤妊娠・出産包括支援事業としまして、母子健康手帳の交付の際に保健師が全員の妊婦に面接をしまして、健康管理の観点から御自身の妊婦健診であったり、出産後の乳幼児健診の重要性について啓発をし、受診勧奨を行っております。⑥すいた健康サポーター事業については、先ほど他の団体さんから御協力して頂いているとお話がありましたが、健康づくりの知識や手法を学んでいただいて、御自身の健康づくりに努めていただくということと、御家族や友人などにも啓発をしていただいて、地域活動で活動していただく、健康づくりの輪を広めていただくという事業ですけれど、「すいた健康サポーター」を養成しております。平成28年度からは小学校4年生を対象に「キッズ健康サポーター教室」を拡充して実施しております。今後は小学生への実施回数を拡充するほか、事業者向けの取組も出来ないか検討していきたいと考えているところでございます。7番目として、吹田市の健康ポイント事業も平成28年度から新しく始めておりまして、健（検）診や歯科検診の受診、健康講座への参加をポイント化しまして、ポイントがたまれば特典として商品と交換できるという事業となっております。今後につきましては健康に対してあまり関心のない健康無関心層への参加を促進していく方法を検討していきたいと考えております。続いて今後考えられる取組ですけれども、具体的には平成29年度に新規事業であったり、拡充事業での検討している分、あくまでも検討段階でありまして、正式には議会等の議決を経たからの実施となりますけど、こちらを書かせていただいております。4点ございまして、一つ目は仮称をつけさせていただいております、健康情報拠点推進事業。商業施設であったり公共施設といったところで吹田市の保健事業であったり、健康づくりに関する情報の提供をしていきたいと思っております。商業施設と連携・協力することで、これまでなかなかアプローチできなかった層に対してもいろんな啓発等を行っていきたいと考えております。2番目は（仮称）妊産婦相談支援事業、これは既存の取組にも出てまいりました妊娠・出産包括支援事業から名称を変更しまして拡充実施を検討しているものでございます。拡充の中身としましては、妊娠後期の妊婦に対して、産後のサポート事業や乳幼児健診等の情報についての手紙であったり、相談票を郵送し、産後の支援のニーズを把握するものとなっております。3番目は産後ケア事業。産後2か月未満で、体調不良や育児不安があって、家族等からの支援が受けられない方に対して、医療機関等で宿泊やデイサービスでの専門職による育児のサポートだったり、産婦自身の体調管理の

指導を行うという内容になっております。平成 29 年度の新規事業として検討しております。最後に（仮称）産前・産後サポート事業としまして、支援が必要な妊産婦に対して助産師が複数回訪問しまして、妊産婦の健康管理を行うとともに、乳児の予防接種や健診の受診勧奨を行うというものになっております。②~④に関しては母子保健事業となっております、平成 29 年度の新しい事業の案としましては、母子事業が膨らむものがありまして、これは妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行うという取組の一環として、新企画を検討している内容になっているところでございます。以上です。

委員長： ありがとうございます。各団体と吹田市より様々な取組について御説明をいただきました。それぞれの団体で、それぞれ取り組まれていることに非常に理解が深まったかと思えますし、今後考えられる取組ということで精力的に御検討いただいている実像が理解できたかと思えます。それぞれの団体、それぞれの内容について御意見、御質問がございましたらお願いしたいと思います。

副委員長： 特にイメージはないのですが、いろんな団体に取り組んでおられて、内容も見たのですが、非常に積極的に取り組んでおられると印象を受けましたので、29 年度もさらに今出ている取組以上に取り組んでいただければと思います。

委員長： ありがとうございます。

委員： 吹田市にお伺いしたいのですが、11 ページの①の（6）生命保険会社との連携を具体的にお伺いできないでしょうか。

委員長： 吹田市お願いします。

事務局： 27 年度は第一生命さんと、28 年度は朝日生命さんにがん検診の受診勧奨の内容を入れていただいているという形をとっております。生命保険会社に入っておられる方に勧奨をさせていただいているという内容です。

委員： 生命保険の加入者ですか。

事務局： 加入者です。吹田市にお住まいの方に行っております。

事務局： すみません。保険会社についての補足ですが、一番最初にお話のありました生命保険会社の方は大阪府とも連携の協定を結んでおりまして、その一環で吹田市にもお話がありまして、一度させていただいたという経過がございます。補足をさせていただきます。以上です。

委員長： ありがとうございます。

委員： 吹田市にお伺いしたい。吹田市健康ポイント事業についてお伺いしたいのですが、本事業団の各種事業に対してもポイントの対象としてやっていただいて、ありがたいと思っているのですが、現にこの事業でどの程度の方が商品を獲得されたのか、もしよければ、もう少し事業団がやっている健康事業に対して、対象としていただいたら益々参加される方が多くなって、実際に参加されている方からこれは健康ポイントの対象になるのですかと問い合わせがあったりしますので、予算が関係することなので難しいとは思いますが、今後どうしていくのかお聞きして、今年の場合をお聞きしたいと思うのですがどうでしょうか。

事務局： 吹田市健康ポイント事業の今年度の状況と来年度の予定ということですが、まず今年度平成 28 年度から実施しまして、ポイントの交換の申請の受付を、昨年 10 月と今年 2 月を予定しておりまして、10 月に 1 回目の受付が終わったところです。1 回目は 178 人受け付けました。2 月は結果がでましたら、また御報告させていただきます。その中でアンケートも取っておるのですが、健康ポイントがきっかけで講座等を受けたという方もかなり沢山おられますので、それなりに効果は出たのではと思っております。来年度の対象の事業については今後検討ということになっておりまして。今年度に関しては初めての実施ということで、ポイント付与の方法であるとか、体制の問題であるとか考慮して一定縛らせていただいたところがあるのですが、次回につきましては御要望をお伺いしながらお話をさせていただいて検討していきたいと思っております。以上でございます。

委員長： よろしいですか、事業団の事業についてもポイント化をどうするのか、今後検討するというところでございます。

委員： 前は失礼いたしました。今日も各諸団体の方が健康についてずいぶん頑張って色々な事をなさっているのは市民としては嬉しいのですが、市民として皆さんの政策を受ける身として、あるいは目のあたりにして参加しようとする、全てこういった情報が分断されているのですね。こんな取組をしていますと仰っていましたが、そんなこともあったなと思うのですが、なかなかそれを健診しようとか、いざ実施しようとかすると、日々の生活の中で出来にくいと実感しております。冊子にもある様に吹田市が健都のまちづくりを目指していることに対して、この健康すいた 21（第 2 次）がここに入ってしまったのですが、健都のまちづくりに対して新たな、これが健都のまちづくりのためにやっているということはあるのですか？関係ない所でやっているのですか？いろいろ整理しますと無いように思いますが、これが健都の目玉ですみたいなのはないのですか。

委員長： いかがでしょうか。健都の構想についての質問ですが。

委員： 提案させてもらっていいですか？実はいっぱい案があるのですが。

事務局： 先に健康施策が色々とバラバラになっていて見づらいという御指摘はまさにその通りで、どうしてもホームページの発信は事業ごとに発信をしていますから、例えば市報の中にいつも保健に関わることが書かれているページがあったりとか、いろいろなものがあるので、皆様の目に触れやすい所で、一体的に整理をして、例えば健康の教育とか啓発とか講座の様な物はこういうものがあるとか、もう少し体系的にお示しできるようになればと常日頃から思っておりますので、もう少し見えやすい形にどうやったら出来るかとか、御指摘も踏まえて今後の検討課題にさせていただければと思います。それから健都に関してですが、健康すいたの中にも健都の事は後ろの方に少し書いてありますが、関連性とか金の掛け方は少しむずかしいのですが、健都とはJR 岸辺駅前の約 32 ヘクタールの町でありますので、基本的にはその地域で何が出来るかが一義的にはあります。なので例えば国循さんが移転されて、その国循でどういった医療が提供されて、健康づくりの取組がそこでどうされるとか、あるいはその中には公園がありますから健康増進公園と呼んでいますが、色々なウォーキングコースですとか健康遊具とかのコース設定とかを御相談していくわけですが、それを使うためにわざわざ公園にやってくるというのはよほどの事でなければいけないので、地域の方に使っていただいて地域の方が健康になるというのが一義的だろうと思います。ただそこで作られる地域コミュニティとか、健康づくりの取組とか健康づくりのグループとかが、そこで数年とか 10 年かけて出来てくるとしたら、そこで行われていくことが、どうやったらそこで根付いたかとか、他の地域でも出来ないかを検証していくことが必要になると思うので、取組み自体は健都で行われるというのは、地域で行われることですので、第一義的にはそこで育つか花が咲くかが大事ですけど、その先には他の地域にどう展開していった、全市的に、いわゆる健康寿命がどう延びていくかを見据えていかないといけないと思います。ただ健康づくりに限った事ではなくて、そこで行われる介護予防とか医療とか、介護の提供もそうですけど、そういったものを含めて全部、どこまで横展開とか市内全域に広めることができるかが健都の抱える一つの大きな課題だと思います。以上です。

委員： ありがとうございます。健都というのは岸辺あたりだけのお話で吹田市全域に関しては、それを広めていけばいいのかと判断しました。私が少し提案させていただきたいと思ったのは、平成 30 年を目途に健都のまちづくりを目指している吹田が、情報が分断していると言いました。多くの情報だったり、多くのせっかくのこういった施策がなかなか市民に伝わってこないのが、吹田の市民の健康手帳みたいなもの出来ないかなと思ったのです。母子手帳は全国どこにでもあると思いますが、

今の健康手帳に吹田市に特化して、あなたは何歳だから身長体重も記入出来て、何歳になったら人間ドッグ、健康診査がありますよとか、ワクチンはこの時に受けて下さいとか、吹田のサービスが全部盛り込んでいて、それを見ればその人の健康度チェックが出来るようなものが出来ればいいなと思いました。吹田市民の健康度が自分の健康度がわかる、お酒は一週間に一度休肝日があるとか自分で健康がチェックできる。マイナンバーもあることですし、それで全部がわかればいいなと思いつきで言いました。

委員長： ありがとうございます。御自身で健康チェックができるツールの中に、新しい情報が日々更新され入ってくるような物があればいいなという構想ですね。ありがとうございます。それではたばこの説明の後に質疑応答の時間、御意見をいただく時間を設けますので、少しここで進めさせていただきたいと思います。分野2のたばこの取組について各委員より御説明をお願いしたいと思います。もう一巡よろしくお願いたします。

委員： 禁煙外来という言葉が御存知だと思いますが、実は保険医療機関では、ニコチン依存症管理料がとれます。それに関連しまして、既存の取組としては、現在の吹田市医師会員、今後の取り組みとしては吹田での新規開業される診療所の先生がいらっしゃると思いますので、そういう管理料がとれますということの説明させていただきまして禁煙外来を広めていきたいと思ひますし、既存の診療所でも患者さん対して個別に禁煙を指導するという事です。以上です。

委員長： ありがとうございます。

委員： 健康のところと重複しますが、やはり青少年のたばこは学校から始まるということがよく言われておりますので、歯科保健表彰や学校指導の中においても、たばこの害、有害性を訴えていっております。今後の取組としましては、吹田市成人祭で二十歳になったからと言ってタバコが吸えるというのではなく、煙草は吸わない方がいい、吸わないで行きましょうということを啓発させていただいております。以上でございます。

委員長： ありがとうございます。

委員： 各小中学校には学校薬剤師がおりますので、その学校薬剤師が年1回授業をする事になっております。そこで薬物とか飲酒とか喫煙についてお話をしますので、その内容として受動喫煙についても、もちろん自分自身の喫煙はとんでもないことです、受動喫煙の話ということで家庭内での換気についてお話をしています。2番目に店頭での啓発として禁煙のパンフレットは大抵設置しております。病気の内容に

よっては初めて処方箋を持ってこられる方に喫煙をしておられるかどうかのチェックをしてもらっておりまして、御病気でたばこはないでしょうといろいろお話をしております。あと、店内禁煙の表示は当然の事でやっております。禁煙外来の受診勧奨、それはないでしょうという吸い続けたらだめよという方については禁煙外来があることも話をします。今後につきましては、実際には殆ど全部のお店が店内禁煙となっているはずですが、大阪府の全面禁煙宣言施設としての登録は少ししかしていないので、全面禁煙宣言施設の登録をすすめたいと思っております。先ほど申しました出前講座でも話のついでというか、プラスアルファとしてたばこのことを加えたいと思います。

委員長： ありがとうございます。

委員： 4ページをご覧くださいでしょうか。先ほどお話をいたしました、地区福祉委員や社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）がすいた健康サポーター講座を受講しました折に、そちらのリーフレット等による情報提供の部分でたばこについての話があるということで、受講した際に持った意識を高めるということを進めていっております。今後の取組に関しては先ほどと同じで現在の活動の拡充を考えております。以上です。

委員長： ありがとうございます。それでは吹田市PTA協議会の説明を事務局からお願いします。

事務局： PTA協議会さんの取組として5ページをご覧ください。PTA協議会さんとして、たばこの取組は既存のものとしてはなかったということで、今後の取組を考えて書いていただいています。1番目と2番目は健康管理と同じ項目になりまして、講演会でのテーマにたばこのことを取り込んでいただくというのが一つ、大会でチラシを配布して、たばこ関連の情報提供ができますということです。もう一点は受動喫煙の観点ではないのですが、通学路に「歩きたばこ禁止」ののぼりを増設することで、吹田市の環境部の方で実施しております環境美化の観点からのものになりますが、市内全域に歩きたばこ禁止ですということをPRしているのぼりを市民の方や団体の方に設置していただくというのがありまして、それを通学路に増設していくことが出来るのではないかとということで御検討いただいているところでございます。以上です。

委員長： ありがとうございます。

委員： 既存の取組としては、市民体育祭での禁煙の周知をしております、小中学校の敷地内では禁煙ということで、看板の設置や放送等で周知しているところですけど、

工夫としては、他の行事でも同様の取組を広げていくとか、学校開放などの説明会などで、使用調整会などで禁煙を促していくとか、敷地外であっても周辺では喫煙をしない。行事にはたばこを持ってこないという形の啓発活動をしていったらいいかと思っています。今後考えられる取組としましては、いろいろな行事があるのですが、その中で禁煙を呼びかける文言をいれて皆さんに啓発していくということです。もう一点は喫煙が運動能力に与える影響を具体的な数値で表せるか疑問ですが、禁煙の啓発を行うということです。健康管理でもありましたけど「すいた健康サポーター講座」への参加ということで、保健センター主催の「すいた健康サポーター講座」を受講して自身や地域での活動の場での健康づくりに役立てる。以上です。

委員長： ありがとうございます。続きまして吹田商工会議所の説明を事務局からお願いします。

事務局： 7ページの吹田商工会議所さんの取組としまして、既存の取組として商工会議所会館内の全面禁煙、建物内は全面禁煙としまして、敷地内にも喫煙所を設けていないということです。敷地内禁煙ではないということですが、現状そういった形で受動喫煙の防止対策をしていると伺っています。商工会議所さんについては以上です。

委員長： ありがとうございます。

委員： 栄養士会としましては今まではたばこについては全然触れていなかった状態で、29年度からは料理教室や栄養講座等でこちらの方も少し触れていかないといけないかなということで話し合いました。そこで配布できるリーフレットを作ろうかという話になりまして、既存のリーフレット、パンフレットを利用させていただいてもいいのですが、受動喫煙やCOPDのリーフレット、パンフレットが多いので、私どもは食ということから食に関連するということでたばこについての禁煙を進めていきたいということで、例えば喫煙することで、どんな栄養素が消化されるのか、前回委員長から味覚と関連してはどうかとお話をいただきましたので、禁煙することで味覚や嗅覚が回復するというので、そのへんから濃い味を好んでいた人も、うす味でいけるかなということで、ゆくゆくは生活習慣病予防につなげていけたらいいなというようなリーフレットを作成していきたいと思っております。以上です。

委員長： ありがとうございます。

委員： 既存の取組としましては、2点あげさせていただいております。1点目は健康づくり講演会ということで本年度は年2回ですが、年2回から3回の講演を行っております。今後、喫煙に関する健康被害とか、受動喫煙の問題点などをテーマに定期

的に講座を開催したいと考えておるのですが、ちなみに本年の3月11日(土)、吹田市民病院の辻文生先生に御講演をいただきまして、「体の声に向き合ってみましょう～息切れ・せき・たんが続いていませんか～」とうことで、肺の生活習慣病COPDについての講演いただいた後、肺機能検査を試みようという、今迄やっていなかった取組ですが、今回試みようという取組があります。それから情報誌の「健康すいた」についても同様で、本誌の特徴でもありますけど、各種の団体に依頼をしてそういったことを実施しているところがありますので、その中で読者ニーズに合った内容を今後も紹介していきたいと思っております。今後の工夫ですが、喫煙男性に限って言いますと、年齢層が多岐にわたっているといえますか、たばこを吸っておられる方はこのような講演会になかなか来られないのか、逆に受動喫煙でいろいろ御迷惑を感じておられる方について、たばこを吸わない、禁煙というのは難しいものがありますので年齢層を考慮しながら取組を進めていきたいと思っております。今後考えられる取組としては、実際にやってみたのですが、運動をされる方は健康なんですけど、運動をする方でも喫煙されてる方がおられますので、そういったイベントの中でパネルの展示とか啓発リーフレットの配布などを行っていきたくて考えております。

委員長： ありがとうございます。吹田保健所の説明を事務局からお願いします。

事務局： 10ページをお願いいたします。吹田保健所の既存の取組としましては、禁煙・受動喫煙防止の普及啓発をあげていただいております。具体的には(1)から(4)の内容を上げていただいております。展示であったり、リーフレットの配布、ホームページの掲載がひとつ。もう一つが年1回、管内の病院の立ち入り検査を実施されているということで、それにあわせて敷地内禁煙化の調査、敷地内禁煙へ向けての助言を行っているそうです。また大阪府ホームページで全面禁煙宣言施設の募集をしております。学校薬剤師等への喫煙防止教育教材の貸出しを行っているということで、ちょうど薬剤師会さんでもお話がありましたように、小学校などでの取組をされている中で、その教材は保健所さんが貸出しをされたりもしているといった連携がされているということです。今後の工夫・改善点はホームページの充実であったり、リーフレットの配布先の拡大とか、禁煙防止のためのグッズの企画といったものを、まだアイデア段階ということですがいろいろ考えていきたいと伺っております。今後考えられる取組としては、管内の大学の禁煙化を上げておられまして、吹田市内の大学の禁煙化状況を把握した上で大学主体の喫煙防止の啓発支援と、大学内の施設内禁煙化の助言を行うことを今後考えたいと仰っていました。今後の工夫改善点としては、大学生と一緒に学生が利用する施設等の禁煙化の協働企画を検討したいということで、これもまだまだ事業化というよりアイデアの段階と仰っていましたが、受動喫煙防止「サンキューカード」、「お願いカード」運動等の企画をアイデアとして持っておられまして、どういったものかと言いますと、考え方とし

て、飲食店とかのお店に対するアプローチの一つとして、お店を動かすにはお客さんしかないだろうという発想のもとに、例えば禁煙化しているお店に対しては「禁煙化してくれてありがとう」という意思を伝えるサンキューカードを置く。もう一つはこの店が禁煙化されたらいいなというニーズをお伝えするという意味で「お願いカード」を用意してそれをお店に置いていけるような、キャンペーンというか全体的な運動が出来ないかと。細かい具体的な内容は、まだまだこれから検討だと思いますけど、そういった企画を若い方向けにSNSであったり、メールの活用が出来ないか、検討していきたいということです。以上です。

委員長： ありがとうございます。ユニークなアイデアをお持ちだと思います。それでは続きまして吹田市の取組について事務局から説明をお願いします。

事務局： 11ページをお願いいたします。既存の取組としましては、禁煙及び受動喫煙防止に関する普及啓発が一つございます。市民の皆さんに喫煙や受動喫煙に関する啓発を多様な機会を利用していくという内容ですけど、平成28年度の新しい取組としては、民間施設イオン北千里店でのCOPD啓発イベントを実施したり、みんなの健康展で禁煙及び受動喫煙防止の啓発のためのブースを出展しました。今後も市内企業等との連携の強化を図っていきたいと考えております。妊娠・出産包括支援事業のところですけど、母子健康手帳交付の際に保健師が妊婦に面接をしますが、その時に家族を含めた喫煙の状況を確認し、禁煙指導やたばこの害についての情報提供をしております。今後につきましては継続的な支援方法の検討をしたり、配偶者への禁煙指導の強化をしたり、出産後の再喫煙防止についても検討していきたいと思っております。次が路上喫煙禁止地区の指定ということで、こちらも環境美化及び喫煙マナーの適正化の観点から、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区を指定しておりますけど、平成29年2月1日、ちょうど明日からですが大阪モノレールの万博記念公園駅周辺が新たに指定地区になっております。今後につきましても吹田市第2次環境基本計画（改訂版）に基づいてこの地区の指定をすすめていく予定になっております。今後考えられる取組としましては、平成29年度新規事業案ということで出させていただいておりますけど、（仮称）たばこ対策推進事業というのがあります。その内容としましては、禁煙支援及び受動喫煙防止対策を推進するということで、禁煙外来治療費の一部を助成する制度を創設するということと、禁煙及び受動喫煙防止に関する普及啓発ということで検討しているところです。これに関しては別途説明させていただきます。もう一点が（仮称）産前・産後サポート事業、こちらは健康管理にも出てまいりましたが、助産師が訪問する中で、禁煙や受動喫煙防止に関する啓発や、禁煙外来等の紹介を行っていくことになっております。以上です。

委員長： ありがとうございます。たばこに関しても様々な既存の取組、今後考えられる

取組を御発表いただきました。これにつきまして御意見、感想ありますでしょうか。

委員： この委員会で素敵な企画、政策が沢山あるのが大体わかりましたけど、保健センターの方へのお願いですが、講座が沢山あるのがわかったのですから、市民に周知できるようにコマーシャルをするか講座だけをまとめたチラシが欲しいと思います。先ほど委員が言いました健康手帳もいいのですが、個人情報とかあると思いますけど、お薬手帳をもうちょっと、医師会とか薬剤師さんが連携して、医者はこちら言っている。薬剤師さんはこう言うとか、ここの先生はこう言うとか、まとまりのない時があるのです。もうちょっと大きなお薬手帳が出来て、この人はどういう薬があるかとか一人の医者が見るのではなく、薬剤師さんの関係もあるのでしょうか、まとまったお薬手帳が欲しいです。お薬手帳は薬が並んでいるだけではなく、ここの医者はこう使う、ここの医者はこう使うとなっていますけど、もうちょっとわかりやすいお薬手帳ができないかと、国の施策で吹田に言ってもわからないかと思いますがお薬手帳を使っていて思います。啓発活動や、講座は市民に公開してほしいです。以上です。

委員長： ありがとうございます。講座の周知はどういった形で届くのがいいでしょうか。

委員： 市報とかを見ているのですが整っていないのです。ホームページをみたらすぐわかるのですが、これが保健センターが出しているのか、薬剤師会が出しているのか、医師会が出しているのか、まとまりがないです。保健センターとしては一つのチラシや紙にでもこういう講座があるとかまとめてほしいです。

委員長： 事務局お願いいたします。

事務局： 健康関連の講座などの情報をまとめてはどうかということだと思のですが、まず既存の周知方法としては、広報誌の市報すいたであるとかホームページが有効なツールであると思っていますので、今後も引き続き発表させていただきたいと思います。当然そこでは市の市政全般をお知らせするものですので、ジャンルとして健康というくくりもありますけど、これに他の内容のものも載ってまいります。健康のものだけを集約して新しいものを作るのは、なかなか難しい面もありますので、例えば健康ポイント事業をやっておりますけど、そこのガイドブックには健康関連の講座等が必然的にまとまってまいりますので、年度を通してすべての講座の日にちが決まっていなくてところもあり御迷惑をおかけしているところもあるのですが、一つそういったものを活用して、ポイントも利用させていただいて、講座の情報も集約して見ていただけてということが出来るのではないかと感じましたので検討していきたいと思っています。

委員長： お薬手帳のまとまったものというのは、意味としては自分の受けている医療が全部見えるというイメージですか？

委員： 小さいです。1ヶ月もたったらすぐなくなるので、何冊もあるんです。

委員長： 大きくなるといいなということですか。

委員： 医師と薬剤師さんの連携が少ないと思います。

委員： 例えばお薬手帳をきちんと持ってこられましたら、私たちはお薬手帳に貼ってあるどこでどういうお薬をもらっていらっしゃるのか、自分の薬局でもらっているとは限りませんので、お薬を見せていただいて、例えば歯医者さんからの処方箋を持ってこられたとき抗生物質と痛み止めが出されたとしますと、その時にこの方が整形で痛み止めが出ているのがわかれば、私たちの方から歯医者にお電話をして、この方は痛み止めを毎日飲んでいらっしゃるのに、その上で痛み止めを足すことはないと思いますから止めましょうかという連絡はします。そういう形でお薬手帳は生かされていると思うのですが、それを大きくするという意味は字を大きくするのですか？

委員： 字も小さいわね、確かに。

委員： これでも邪魔だと言われるんです。ポケットに入る程度の大きさでないと、大きなノートを持ってこられる方もたまにおられますけど、コンパクトにしないと、今の時点では少しむずかしく現実的ではないかと思います。

委員長： それでは副委員長。大学生の喫煙防止策が出来そうだというお話がありましたけど。

副委員長： 大学としては、ほとんど喫煙者はいないのです。大学の教師でも。問題なのは、自分で禁煙していても、たばこを吸わなくても飲食店などに行く場合の受動喫煙が問題になっておりますので、今日ちょうど新聞にも出ていましたけど、健康増進法の改正が進んでおりますね。そこにおいて施設管理者に対して受動喫煙については努力義務だったのが、罰則規定を入れようという形で考えているようなのですが、抵抗勢力があってどうなるかわかりませんが、全面的に罰則規定が出来れば、それが追い風になって特に建物内、あるいは飲食店での分煙化・全面禁煙化に進んでいく形になるかと思うのですが、法律がどうなるかによって、この取組も変わっていくのかと思います。

委員長： ありがとうございます。法律が後押しをして環境が変わっていくという方向性もあろうかと思えます。皆さんのお話の中で既存の取組や今後考えられる取組の中では、全面禁煙宣言施設の大阪府への登録を進めていくとか、歩きたばこ禁止条例が吹田市の中で出来ていくことを啓発していくとか、周知していくとか、こういった既存の制度がありますよということをきちんと伝えたり、それを推進したりということで、計画にあげていただいていた団体さんがいくつかあったと思いましたが、それを聞かれて御自身の団体でこれは出来そうだとか、この辺はうちもリーフレットくらい置いてみようとか、アイデアが浮かばれたところはどうでしょうか。他のところがやっているところでも、これは見込めそうだとことを自分たちの企画の中に入れて連動されていくとより良いのではないかと思ったのですが、その辺はいかがでしたでしょうか。

委員： 吹田市の中で33地区の委員会が活動しているのですが、その活動の中で、活動の場として地域の公民館だとか市の施設を使わせていただくことが多いのですが、もちろん施設内では禁煙ということで行われているのですが、その集まりの中で、やはり機会をとらえてお知らせをする。様々なリーフレットやパンフレットが用意されているというお話もございましたので、そういった人が集まるときにそういったものを提供させていただくというのも一つの方法だと思いました。特に吹田市さんに質問ですが、リーフレットの御用意の時に、障がいをお持ちの方への情報の提供ですね、やはり地域の中では障がいをお持ちの方もおられますし、高齢で小さな字は見にくくなったという方も沢山おられます。そういう方への情報提供ということ吹田市さんとしてはどのようにお考えですか。その辺りを聞かせていただければありがたいと思います。

委員長： ありがとうございます。いかがでしょうか。御質問ということで障がいを持たれた方への情報提供というものはどのようにお考えですか。

事務局： 保健センターだけではないのですが、先ほどの広報誌の市報すいたであるとか、ホームページでは市報すいたの音声版でありますとか、電子版もお配りしておりますし、ホームページでもなるべく読み上げソフトを使って読み上げるような形で、なかなか進んでいないところもありますが、そういったことを進めていきたいと、全体的には周知、広報の面では考えていると思います。もうひとつ保健センターが主催する健康講座に可能な限り手話通訳を派遣するとか取組をしております。なかなか個別のチラシであったり、御案内に、どこまで障がい者の方への対応をいれていけるかは今後の課題かと思っております。

委員： 先ほどのチラシですけど、ないですチラシが。ふつう若い人はコンビニとかスーパーによく行きますけど、チラシがコンビニとかにないです。そこに健康のことと

か食育の関係のものとかが欲しいです。コンビニくらいにです。吹田は広いですし、お店もいっぱいありますから難しいかもしれませんが、若者の目に触れるところに講座とかのチラシの案内を置いてほしいです。大阪大学の講座のチラシをもらいましたけど、大人に配っても長生きするだけなので、若い人に知らせてほしい。

委員長： いろんな世代に情報を送っていくのに、チラシがいい世代もあれば、HPがいい世代もあれば、SNSを通じた広報がいい世代もありますので、その辺りを先ほど米丸統括監も仰っていましたが、広報について体系的に考えていくということを是非進めていただければと思います。ありがとうございます。そうしましたらそれぞれの関係団体がそれぞれ各団体に分かれて一旦企画されて、特にいろんな周知をするとか推進をするとか、御自身の団体でも、これはうちでもやれそうだといいことを、追記していただくような、御検討していただくような形で、最終の3月の懇談会を迎えていければいいかと思います。全体像を知ることで自分たちが取り組めそうな部分が見えてきたし、自分のところのここでは十分書いていなかったけど、もっとこういう事もやっているよと見せていこうということも、課題になったのではと思います。どうぞよろしくお願いします。では2番目の案件に移りたいと思います。「吹田市のたばこ対策について」資料2になります。事務局から説明をお願いします。

事務局： <資料2に基づき説明>

委員長： ありがとうございます。(仮称)たばこ対策推進事業(案)ということで、これから議会を通していくことになるそうなんですけど、これに対して御意見、御質問はありますか。新しい画期的な事業の創設となると思いますが、副委員長いかがでしょうか。

副委員長： わかっていないのでお聞きしたいのですが、禁煙外来の治療費の一部助成制度ということなんですけど、そもそも保険治療ということなんですけど、実際には、何回とか規定があったりするのですか。何回くらい通ったら禁煙は成功しているのかとか、あるいは治療費は1回あたりの自己負担はどれくらいで、合計いくくらい掛かっているのかとか、そういった事いわからないので、そういったところはある程度把握されて予算化されていると思うのですが、知らないのを教えていただきたいのですが。

事務局： そもそも禁煙治療ですが、ニコチン依存症管理料という保険診療の点数があるのですが、一般的に5回、期間は大体3か月くらいで禁煙治療をやっています、保険診療による禁煙治療を受けられる場合に、貼り薬であるか、飲み薬で違ってくるのですが、大体1万5千円から2万円くらい保険診療でかかっています。この部分の一部を助成することを検討しているところでございます。

副委員長：禁煙成功率とかは取られていないのですか。

事務局： 国のほうで平成 21 年とか 22 年の古いものですが、調査を行われたものがございまして、5 回の治療を終了してから、4 週間後に禁煙継続している方は 8 割弱くらいいらっしゃるようで、逆に初回でやめてしまった方、5 回あるうちの 1 回目でやめてしまった方より 5 回続けられた方のほうが成功率は 7.5 倍あると伺っております。一方、5 回受けられた方でも 4 週間後は 8 割弱の成功率であっても、9 か月後は禁煙継続率は 5 割に落ち込んでいると伺っておりますので、単に禁煙治療を受けられるだけでなく継続した支援がどうしても必要になってくるとの課題もあるということの結果から伺っております。

副委員長：良くわかりました。ありがとうございます

委員長：ありがとうございます。他にありますか。

委員： 一部というのは何割程度を考えておられますか。それとこれは受けた患者さんが自分で市に申請するものですね。医療機関が申請するわけではないですね。

事務局： そうですね。一部というのがどの程度かは次回の時にお示しを出来ればと思っておりますが、手続きの流れのイメージとしては、御自身が受けていただいた後に申請をいただくような形になりますので、いわゆる償還払いのような流れの制度のイメージを考えております。

委員： 禁煙してなかったらわからない。

委員長： 成功しているかどうかですね。成功報酬のほうが効果があるとか、他にいかがでしょうか。こういった事業の全国的な動向は、なにか情報はありますか。

事務局： 委員から御意見をいただいた部分ですが、続けられなかったらどうするのかとか等御意見もありましたが、実際、禁煙治療は 5 回で 1 クールという形になっておりますが、5 回続けられない方もいらっしゃるのが判っております。そういった事も含めて、まずは 5 回受けていただく為の支援にひとつなるかと思っております。その上で治療を終えられた後に継続して禁煙を続けていただけるような支援というのは、これまで市が実施している禁煙相談を行っていくというのがございますので、助成金を支給することと、支援を行っていくという二つの取組を連携することで、これまで行っていた禁煙の取組がさらに確実に進むよい形になればと考えています。全国的な取組の状況ですけど、大阪府内でこちらで把握している限りでは同様の制度を行っているかは把握できておりません、全国的に見ますと、東京都では北区で

あるとか荒川区の2区で取組を行っていると同っております。他にも茨城県の牛久市であるとか、岡山県とか愛知県の尾張旭市とか、全国的にいくつかの自治体の中でこういった取組、制度の中身は違うところがございますが実施しているところがあると伺っております。

委員長： ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

事務局： 委員の御指摘で答えがふわっとしているところがあったので、どれくらいの割合で補助してもらえたらありがたいとか、全部なのかどうかですね。途中で挫折したらどうなるかとか、ということはこの会議でお出ししているのはこういった事について御意見を出していただけたら我々もいいかと思っておりますが、考える立場としては全部出すと物が軽くなるといいますか、要するに少しの負担もなくやるのは非常に気軽なライトな気持ちになるので、それが果たしてどうかということですね。1万5千円から2万円という額は5回で一部負担金になりますけど、それほど軽くない負担だと思うので、そういった事も踏まえてどれくらいの額になるか考えないといけないと思います。成功しないといけないかどうかは検討中ではありますが。さっきも仰っていましたが途中で挫折してそれに出すということは、挫折しても貰えるというのもライトな気持ちで一部負担助成金を申請出来ることとなりますので、出所は税金から賄っているものなので、そういったものの使い道ですとか適合性、企画性とか、それらを踏まえて検討していく必要があると考えております。

委員長： 他にいかがでしょうか。

委員： たばこ対策推進事業は保健センターの中で出たもので、吹田の議員に凶っているのかわかりませんが、これは具体的な案でしょうか。

委員長： 3月末までに具体的になっているということですので、それまでの経過をお願いします。

事務局： 現在も検討中ということでお示しさせていただいておりますが、2月の下旬から議会が始まりますので、その中で来年度の事業として御提案させていただく方向で検討しております。議会の方で承認されれば来年度の新規事業として実施することが出来ると考えております。

委員長： よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは案件2は終了させていただきたいと思っております。案件3のその他とあります。今後の予定とその他、事務局からございますでしょうか。

事務局： 御案内の前に1件だけ、議題の1点目のところで、委員から健都に関してのお話をいただいたとき私の答え方が良くなかったと思うので、そこを補足させていただければと思います。健都は健都でということが基本ですよと仰られたので、その件が気になったので。健都のまちづくりは今、岸辺の駅前で新しくやっていますから、新しい区画整理をするとそこだけが浮いてしまうのはよくありますので、例えば地域の中で物をつぶしてマンションを建てると、マンションと自治会はあまり仲が良くないというのは、よくあるパターンですけど、健都に関しては健康づくりを地域と一緒にやっていくので、決してそんなことがあってはならないと我々は理念として思っています、先ほど申し上げたここで行われる事業は、基本的に地域とか健都で行われると申し上げたのは、健都のまちづくりにはハードの面とソフトの両面あるかと思っております、もう少し具体的に申し上げますと健都には健都ライブラリーという図書館をこれから作ろうと思っておりますけど、そこで健康とかスポーツとかの関連部署を集約したコーナーを作ろうと思っておりますが、例えば介護のことを調べる時に、いろんなコーナーを何箇所か回らないといけないのはあまり良くないと思っております、駅前に商業施設をJRさんが作られますが、国循さんがやられている「かる塩レシピ」のレストランを御検討されています、そこに行っているいろんなものを感じていただくことが、ひとつの健康に関する行動変容のきっかけになればいいかと思っております、そういったハードに関する部分と、あるいは国循さんがされる講座であるとか、研究の一環としてされる運動のプログラムの展開というものは、必ずしも健都の中だけで行われるものではないので、そういったものは、当然いろんな地域の中からモニターさんを募集して研究事業とかプログラムの展開というものを想定されているので、健都の中だけで完結するものと、健都を中心に行われていくものと、ソフトのプログラムの的に全市的に対象に実施をされていくものと、いろんなものがあろうかと思っておりますので、ちょっとそこを補足させていただきたいのと、健都は健都でというイメージが先行してはいないかが気になっていまして、そういう意味では、折角こういった懇談会もございますので、いろんな場面で、いろんな問題提起をいただくとか、あるいは会議の場でなくても保健センターの職員に健都に関して聞いておきたいことや、健都が出来たらやっていきたいことを伝えていただければ、我々も担当とつなぎながら上手く取組がいろんなところで相乗的に繋がっていくことを検討したいと思っておりますので、是非御指導御助言をいただければと思います。すみません長くなりました。

委員長： ありがとうございます。

委員： 保健センターの出張所はできないのですか。

事務局： サテライトはなかなか難しく、たとえば地域包括支援センターができないとか、出張所が出来ないとか色々考えたのですが、市があその場所で役所がもの

を構える感じにはならないと思います。図書館は新しくできますので、公共施設でありますのでどういった出張的なサービス、出張相談とかできないかとか、これから考えていきたいと思います。

委員長： ありがとうございます。それでは事務局おねがいします。

事務局： 本日の議論を踏まえまして、資料を修正させていただきまして、また次回の会議でまとめとしてお示しをしたいと思っております。資料の追加修正等、取組内容につきまして、また個別に皆様に御相談させていただくこともあると思いますのでよろしくお願いたします。今後、次年度以降に進捗管理をしていきたいと思っておりますので、各団体様の方で取組について御報告を年度、年度でいただくことになると思います。今回御検討いただいた取組等について、例えば進展があったり、実行されたものがありましたら随時記録していただきまして懇談会で御報告いただけるように御準備をお願いできたらと思います。机上に健康すいた21（第2次）概要版というすいたんの写真が大きく載った冊子がございますけど、これは一旦お配りしていると思っておりますけど、健康すいた21（第2次）という大きな冊子の概要版ということで、市民の皆さんへの啓発向けということで、市民の皆さんに各分野、こういった事を取り組んでいただきたいというものをまとめた内容になっております。各団体さんの取組として、こういった概要版自身を市民の方に啓発していただくのも取組の一つになりうると思っておりますので、団体の構成員の方にお配りいただいたり、施設でしたら設置をしていただいたりと御活用いただければと思いますので、また各団体さんの方で必要部数等を事務局で照会を掛けさせていただいて、必要部数をお送りさせていただきたいと思っておりますので、是非御活用をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。次回以降の開催ですが、平成28年度最後の第3回の懇談会を3月29日（水）に開催を予定しておりますが、資料調整の関係等で4月以降になる可能性もございます、早急に正式決定したいと思いますので、また御連絡させていただきます。以上でございます。

委員長： 健康すいた21の概要版を配るところも皆さんの今後の企画の計画の中に是非入れていただいて、広く健康すいた21の活動が市民の方に知れるように御協力いただければと思います。他に何かございませんでしょうか。

委員： 御意見を伺ってまいりまして、医療関係者としまして、医師会だったり、歯科医師会、吹田市だったり、他の団体だったり、他職種連携、在宅等そこから広がって行けばいいか、今迄なかなか縦のつながりしかなかったのですが、横からのつながりがあったりと、さんくらぶさんと一緒に事業をさせていただいたりとか、そういう情報交換とか講演会であったりとか、違うところでインフォメーション出来ているかなと思います。固まっているところではないので、もう少し広がっていった

らと思いますので、いろんところで情報が取得できるのではと思います。我々医療サイドの方では健診に今回、健康ポイントということもあって受診も増えておりますが、健診を受けられる方は比較的健康な方ばかりなので、本当は健康でない方、健康無関心層へのアプローチを、我々もどのように周知していけばいいのかが課題であると考えました。以上でございます。

委員長： ありがとうございます。その他皆さんありませんでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、封筒にたくさんのチラシを入れて重たい思いをさせて申し訳ないのですが、私が所属しております大阪大学医学部保健学科が、今年から市民に向けて公開講座を開催することになりました。その第1回公開講座が3月10日（金）に南千里駅に直結の千里市民センター大ホールで「予防が第一～一緒に健康づくりを考えましょう～」ということで開催させてもらうことになりました。本学は看護と、放射線技術と、検査技術を学べる学科なのですが、各専攻の教員がシンポジウムに出演して皆さんに少しでもお役にたてればと思いますので、是非御周知の方をお願いします。吹田市さんにも協力いただきまして、共催ということで、吹田市の健康ポイントの対象とさせていただくことが出来ましたので、どうぞ広く広報をして下さればありがたいと思います。チラシはメールでも配信可能ですので、もしメールとかで配信してもいいよということであれば皆さんのところにもPDFでも送らせてもらいますので、どうぞよろしく願いいたします。明日2月1日から受付開始となっております。裏面が申込用紙となっております。当日は血圧測定とか、相談コーナーとか毛細血管血流測定もありますので、全員の方には時間的に無理だと思いますが、こうやって映して血流が出てくる機械がありましたので、それとかもやろうと思って準備しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員： 第1回ということは第2回、3回もあるのですか。

委員長： 毎年1回ずつやって行こうということが決まっております。その後は皆さんのアンケートでもっとやってという声があれば増やすかもしれません。他に何かございませんでしょうか、それでは今回の会議を終了させていただきます。お忙しい中御参加いただきましてありがとうございます。今年度最終回あるいは4月になるかもしれませんが、次回も引き続きよろしく願いいたします。それではこれで終了させていただきます。